

第3回川崎市コミュニティ施策検討有識者会議 資料集

- 資料1 「第2回川崎市コミュニティ施策検討有識者会議」で
出された意見と対応について・・・・・・・・・・ P 1
- 資料2 町内会・自治会に関する取組の方向性（案）・・・・ P 5
- 資料3 コミュニティ活動（マンションコミュニティ等）に
関する方向性（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 資料4 全市拠点（(公財)川崎市市民自治財団・(公財)かわさき
市民活動センター）の今後の方向性について・・・・ P 8
- 参考資料1 平成29年度町内会・自治会アンケート調査
【マンション自治会・再集計表】
- 参考資料2 川崎市全町内会連合会に委員推薦を依頼している
審議会等状況調査
- 参考資料3 平成30年度 町内会・自治会への補助金交付状況
- 参考資料4 各区町内会連合会との意見交換会（主な意見）
- 参考資料5 マンションコミュニティ対策について
- 参考資料6 「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方」
策定に向けたスケジュール（案）

平成30年8月3日（金）午後1時30分～
JAセレサみなみビル4階会議室

「第2回川崎市コミュニティ施策検討有識者会議」で出された意見と対応について

議題	意見		対応
	項目	主な内容	
1 議事録の確認 および前回の論 点整理と対応に ついて (主に「(仮称)今 後のコミュニティ 施策の基本的 考え方」を考える にあたって) (1/2)	「政策統合」の概念整理	<ul style="list-style-type: none"> 「政策統合」は、もともとEU環境法のEPI (environmental policy integration) で、環境政策を前提とした経済政策が国際標準なので、言語の順番は経済政策と環境政策ではなく、環境政策と経済政策・社会政策としないと概念として間違いである。 SDGsの中には循環型社会がターゲットとして入っている。SDGsの17目標を達成することは政策統合で、かつSDGsの17目標はコミュニティ政策の色々な部分で関わっていて、11番目の目標(住み続けられるまちづくりを)だけでなく他の目標も連動している。 	<ul style="list-style-type: none"> 「政策統合」の表現や使い方に留意する。 素案(第4回有識者会議)にて整理する。 <ul style="list-style-type: none"> 介護保険等のピーク(2035年を過ぎた頃)後を見据えたコミュニティ施策のあり方 新法や法改正のリーサーチとそれを踏まえた政策デザインの研究と人材育成の必要性 政策評価の見直し 職員(特に管理職)の意識改革 職員研修において、データやヒアリング等から政策課題を捉えるトレーニングの必要性 など
	介護保険等のピーク後を見据えたコミュニティのあり方	<ul style="list-style-type: none"> 医療費は2025年がピーク、介護保険は2030年がピークと全国的に言われ、介護保険や医療保険等のお金がつぎ込まれるときに、ピークを過ぎた後にコミュニティに何を残していくかという視点が、ようやく出てきた。 2035年以降の相当違う世界を見据えつつ、今何に投資をしたら2035年の先に何が得られるのかという、先を見据える視点が必要ではないか。 	
	コミュニティ活性化手法の多様性	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティの活性化に向けて、中間支援機能の拡充というときに、行政にマッチングをしてもらいたいという人もいるだろうが、逆にマッチングしてもらわなくても自分たちであるものを使わせてくれればやりますという人も同規模程度でいると思うので、どこまで行政が音頭を取ってマッチングをしていくのか。 中間支援というような大げさな支援ではなく、ちょっとした支援をするだけで問題が解決するという状況もあり、そういった状況を解消するだけで充分という案件は多数ある(例えば、いこいの家で料理教室を実施する際に、調理器具も合わせて利用できるようにするなど)。 	
	コミュニティ政策における憲法学的思考の必要性	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ政策も憲法学的思考が必要 憲法13条(個人の尊重)を19世紀までの基本的人権(憲法19条(参政権)と憲法19~24条(自由権))がベースラインで支えて、その上で25条(生存権)が最後カバーするという関係になっているというように整理するべき。 ケアの論理というのは権力が支援するが、権力からの自由と権力への自由がないと、どこまでもやってしまう可能性があるもので、町内会への促進条例も運用を少しでも誤ると大変なことになってしまう。 補完性の原則というのは単純に言うと「あとは任せます」という話になり、18世紀的な市民革命の思想に留まってしまうが、今度はガバメントとどう関係性を結ぶかという、20世紀的なガバナンスの理論に入って、さらに憲法25条もしっかりやっていくという内容が含まれている。ここは、論理としてしっかり持っていないと危ない。 	
	新法や法改正のリーサーチとそれを踏まえた政策デザインの研究と人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法や生産緑地法など、この数年だけでもコミュニティに関わる様々な新法、法改正が目白押しなので、きちんとリーサーチし、政策法務としてどう考えるか、コミュニティ政策の政策デザインをどうするかということを研究しなければならない。 政策デザインを研究していくときに、市民文化局だけで対応するのではなく、色々な部局の職員や区役所関係の若手職員等を集めた政策委員会をやってこそ、シビルサーバントの新しい人材育成ができる。本庁レベルからリーダーシップを発揮して超横断的にやってほしい。 	
	組織のあり方における政策評価の見直しの必要性	<ul style="list-style-type: none"> 「質的改革」と新たな行政スタイルの構築に向けて、行政都合の協働スタイルや組織のあり方を大胆に見直すということも触れられているが、まず、評価スタイル自体を見直していくということも考えた方がよいのではないか。 組織のあり方を見直すということは、同時にそれを評価する体制という観点も考えていかなければいけない。 	
	職員の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> 職員の意識改革について、行政改革により行政が全体的に縮小している中で、コミュニティ政策のバージョンアップを通して、21世紀のシビルサーバント像を模索する、あるいは確立するという内容は素晴らしいと思う。 「参加と民主的合意形成プロセスの確保」の「職員参加と意識改革の推進」について、とても大事なポイントであることはもちろんだが、「職員」と言ったときに、「若手職員を育成する」というより「管理職の意識改革」の方が重要と感じている。 管理職がしっかりと職員をマネジメントできる体制がなければ、コミュニティ施策は中々回っていかないのではないかという懸念があるので、ぜひそこに取り組んでほしい。 	
	経年的なデータや将来を踏まえて今の政策課題を捉えられる市職員の育成	<ul style="list-style-type: none"> 市民の意識をどの捉えているのか。現状分析はしているが、過去と比較した現状認識や将来予測した問題意識が薄いように感じる。経年的なデータから課題が見えることもあるので、そこまできちんと分析していただきたい。 職員の意識改革は単純に参加すればできる話ではなく、経年的なデータや将来を踏まえて今の政策課題を捉えられる感性、あるいは、あらゆる市民の困りごとを理解できる柔軟な想像力をいかにトレーニングできるかということが、コミュニティ政策には非常に重要なポイントだと思っている。 	

議題	意見		対応
	項目	主な内容	
1 議事録の確認および前回の論点整理と対応について (主に「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方」を考えるにあたって) (2/2)	代表性と創発のバランス	<ul style="list-style-type: none"> ・代表性と住民による自発的・創発的な活動とのバランスの取り方が重要になるのではないか。 ・代表性をどうするかといえば、区民会議の次の施策のフェーズは「ハズバンダリー」というか、色々な小さな取り組み、活動を小学校区レベルでたくさん起こす中で、少し時間をかけて代表性を考えていくことになるのではないか。 ・今のフェーズは少し育成だとか支援みたいなキーワードが入ったほうがふさわしいのではないか。 ・現場からの政策開発をどうしていくかというときに、7区間の政策情報の交流や、各区での政策開発手法等の共有等が一番重要である。 ・コミュニティ政策を巡って、トップダウンとボトムアップをどうやって組み合わせていくかが重要である。 ・第1回有識者会議で後藤先生が言っていたが、2000年くらいからやってきた協働の経験を踏まえて、創発する場、社会の中で自生的に課題解決が生まれてくるような舞台をつくりましょうという基本認識である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて区民会議の次の施策のあり方については、第4回有識者会議で検討する。
	これまで変化のなかった既存制度のケアの必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な展開の中で変わっていない部分は、町内会・自治会、民生委員である。 ・町内会・自治会は、行政からの依頼が、単純に負担が大きすぎて嫌だという話ではなく、地域のためになるというリターンが目に見える形であるならば、貢献してもよいと思っている。このように考えるようになった背景として、個人のライフスタイルの変化等が影響しているのではないか。町内会・自治会、民生委員等、昔からあまり変わらなかった仕組みをどのようにケアしていくかということが重要な論点になるのではないか。 ・ネイパーフード組織をどうケアしていくかについて改めて考えれば、退職後にまだあと5、10年程度は一緒に頑張ってくれる人材がたくさん出てくるのではないかと思う。 	<p>議事2にて検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会に関する取組の方向性(案)(資料2-1)
2 地域レベルの居場所づくり・プレイスメイキングについて(1/2)	「まちのひろば」への行政の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちのひろば」は良い言葉である。 ・「自分のまちづくりに関わることを支えられる環境の整備」という目的は、とてもよい。 ・なんとなくの状態で「まちのひろば」がスタートすると、今元気な団体が手を挙げてきてしまって、次の団体を育てていなかったというような状況になってしまう。今活動している人々の場をつくと同時に、これから頑張りたいと思っている人々への支援という2本立てが、「まちのひろば」のデザインの中に含まれているとよい。 	<p>素案(第4回有識者会議)にて整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まちのひろば」の目的・機能 ・「まちのひろば」の形態 ・「まちのひろば」への行政の関わり方 など
	小学校区ごとのビジョンやコミュニティのあり方見据えた、話し合うきっかけをつくるファシリテートやコーディネートの必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・思いはあるが形になっていないという人たちが、小学校区レベルではたくさんいると思うので、そういう人たちをどうやってファシリテート、コーディネートしていけるかが重要。 ・「まちのひろば」ができた先には、小学校区ごとのビジョンやコミュニティのあり方が描かれていくという方向になるので、小さい組織を育てていく人と、今活動している組織と小さい組織が話し合うきっかけをつくっていくことを、「まちのひろば」のデザインの中で大きく描いていけるとよい。 ・「まちのひろば」をどう活用するかということではなく、「まちのひろば」から、自分たちの小学校区の将来について自分たちで議論が広がるようにファシリテート、コーディネートしていくことが重要。 	
	コトおこし人材によるエンパワーメントの必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士の話を増やしていく、新しい団体に声を掛ける、その2つくらいの仕事を誰が担うのか、おそらく場所を確保するだけでは足りないのではないか。 ・誰が専門性を発揮してエンパワーメントしていくかというときに、教科書のとおり教えても機能しないので、何かのコトおこしを通じてエンパワーメントしていくというのはあってよい。 ・川崎市くらいだと、地域の中での困りごとに対して自ら動いてきた人、小さなプロジェクトマネジメント(コトおこし)ができる人材はたくさんいる。 ・何かものすごいことをやるのではなく、ちょっと拒否されてもめげないような世話焼きおじさん、世話焼きおばさん、もうリタイアして昔小学校区でPTA等をやっていて、今後何かやっていきたい人という程度の軽いイメージでよいのではないか。 	
	「まちのひろば」の利用促進策	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちのひろば」は皆が使えるという前提だが、使いにくい、使うことをためらう人もいだろうから、「まちのひろば」に管理人、コンシェルジュを置くということをデザインしていくということも1つある。 ・コーディネーターを置かないとすれば、「まちのひろば」について、3か月に1度くらい頻度で使っている人たちが集まって、みんなで話し合って使い道を考えたり、情報交換する等、話し合いの機会を設けて対応するというのもできるかもしれない。 ・「まちのひろば」が意外と使いにくい、こういう使い方をしてよいのか分からないというときに、少し背中を押す人、あるいはそういうことを話し合う場があるとよいのではないか。 	

議題	意見		対応 (『』は(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方の記載項目として想定)
	項目	主な内容	
2 地域レベルの居場所づくり・プレイスメイキングについて(2/2)	「まちのひろば」になりうる場	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちのひろば」という空間がなくても、色々なところで取り組めばそれは「まちのひろば」ということになる。 ・空間に限定しないというのは素晴らしい。 ・色々な「まちのひろば」があると言っておけば、それぞれの創意工夫で「まちのひろば」に手を挙げるができるので、そこはとても重要だと思う。 ・「まちのひろば」と書いたときに、空間的に確保するものだということに捉えられてしまうと意識が固定されてしまうので、まずは機能を優先するのであれば、「まちのひろば」は常設でないということをきちんと表現した方がよい。 ・空間重視型のところに「農地」も列挙してほしい。河川も含め、地域の環境そのものが「まちのひろば」になりうる。 ・生産緑地法の改正は相続税を猶予したまま貸し付けられるので、生業として営まなくても、とりあえず暫定的に10年ずつ市民農園としてやってもよいということなので、「まちのひろば」に農地を入れると、それはEPIである。 	素案(第4回有識者会議)にて整理する。 ・「まちのひろば」の目的・機能 ・「まちのひろば」の形態 ・「まちのひろば」への行政の関わり方 など
	「まちのひろば」の機能	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちのひろば」について、課題解決型、交響・交感型、交流・活動重視型、空間重視型の4つに分けたのは整理としては非常に分かりやすいが、気を付けなければいけないのは、「この形が固定だ」と誤解されてしまう可能性がある点である。 ・4つの円がフレキシブルに動き、変化していくというイメージが表現できるとよい。 ・1人の方が1つの役割ではなく、まちの中で多面的な側面を持っていたりもするので、「まちのひろば」もそれぞれが独立している訳ではなく、機能が色々重なり合っているといったようなイメージを見せられた方がより深みが出る。 	
	「まちのひろば」への私的空間の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・最初から公的な場、公的な機能、共的な場、共的な機能だけがメインとなるのではなく、私的空間、あるいは私的機能の公共化ということもある。 ・事業者は基本的には利益を儲けるものだが、そのビジネスの主体が公共化していくことがある。(千代田区では公衆トイレやゴミ箱が設置されていないが、私的空間(コンビニ等)が公共的に利用されているため問題にならない。) ・私的空間、私的機能の公共化により、コミュニティのメンバーを増やしていくことに実はつながっている。 ・「まちのひろば」のレベルはプライマリー機能である。「まちのひろば」が民間主導のものが混在していてもよいというイメージなのかどうかということを整理する必要がある。 	
	「まちのひろば」への事業者の参加	<ul style="list-style-type: none"> ・色々な資源を発掘するときに、事業者はどう関わってもらおうかということは結構重要だと思っている。 ・まちの魅力を事業者が自ら高めていく観点で、「まちのひろば」として事業者ができることを提案してくれるとよい。 ・お金をあまりかけられない時代になってきたので、事業者自身もコミュニティのメンバーとして、CSRやCSVを果たしている。 	
	「まちのひろば」へのアクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・400m(サンダル徒歩圏)、800m(買い物圏)、2km(自転車、自動車移動圏)というように、距離を軸に生活空間が分かれる。 ・「まちのひろば」のデザインにあたって、どうやって「まちのひろば」にアクセスするかということ、遠いところまでのアクセスをどうやって保証して行くかということは、重要になる。 ・移動の問題を「まちのひろば」のデザインでキーワードとして入れておいてもらえると、近隣の皆さんの意見を引き出すきっかけになるのではないかなと思う。 ・コミュニティ政策の中で郊外住宅地域になったときに、交通政策の問題というのは政策統合としてかなり重要である。 	
3 区域レベルにおけるプラットフォームの機能について(1/2)	プラットフォームを設置する目的・機能の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルイノベーションについて、区ごとにこれからの時代をリードするようなモデル、尖ったモデルを区民に見せるという機能はとても大事。 ・20万人規模の行政機能の中で、小学校区で頑張っているよい事例が見えるような工夫をしなければいけないのではないかな。市職員がいかにか細かいところまで見ていけるか。 ・それぞれの区でソーシャルデザインセンターをつくらせたら、ソーシャルデザインセンターをつくらせて何か解決したい問題があるのかということ、職員の方々が参加して捉え直すことが非常に重要なのではないかな。 ・どういうソーシャルデザインセンターをつくらせかではなく、ソーシャルデザインセンターがあったらこの地域のどんな課題が解決できるのかという観点が大事である。 ・同じ区の中でも「このエリアはとりあえず当面手を付けなくても頑張っていけそうだが、このエリアはすぐに手を付けなきゃいけない課題がある」といった濃淡はあってもよいと思う。 ・行政職員の方は、どうしても公平性という考え方が先に立ちがちだが、ソーシャルデザインセンターは、むしろ課題に優先順位をつけてどう対応するのかというところについて、あまり平坦に物事を考えない仕掛けとして議論していただきたい。 ・区役所側からのコミュニティに関するビジョン提案のようなことをしてはどうか。コミュニティセンターのようなものをつくと重くなってしまうので、「区としてはこの程度まで取り組まないといけないと思っているが、どうか。」というようなやりとりがまず重要ではないかなと思った。 	素案(第4回有識者会議)にて整理する。 ・「プラットフォーム」の目的・機能・役割 ・「プラットフォーム」の形態 ・「プラットフォーム」への行政の関わり方 など

議題	意見		対応 (『』は(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方の記載項目として想定)
	項目	主な内容	
3 区域レベルにおけるプラットフォームの機能について(2/2)	プラットフォームのあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の参加の話と組織環境論の話とを切り分ける必要がある。個人の参加はさておき、地域にある様々な組織体が地域の課題を解決するにあたって、どういった連携のあり方があるのか、一緒になってどういう解決手段が見つかるのかというところを、きちんとやっていく必要があるのではない。 ・プラットフォームは、組織間の協働の形、組織間の連携について切り分けて考えなければ、「まちのひろば」との位置付けが分かりづらくなっていくような気がする。経営学の理論で言う、エコシステムとかオープンイノベーション、あるいはコ・クリエーション等のイメージであれば、組織対組織である。 ・区の境界を超えて、ソーシャルイノベーションが色々な形で、ダイナミックにラボみたいに展開していけばよい。ソーシャルイノベーションを起こす、創発を起こしていくためには、ラボのような空間、あるいは、そういう機能をどうしていくかを検討することが重要である。 	素案(第4回有識者会議)にて整理する。 ・「プラットフォーム」の目的・機能・役割 ・「プラットフォーム」の形態 ・「プラットフォーム」への行政の関わり方 など
	様々なパターンのプラットフォームの想定	<ul style="list-style-type: none"> ・どういうプラットフォームをつくるかについて、お金の形や対話の場づくり等を、区ごとに選んでもらうようにしてもよいのではない。「これ」という形を決めてしまうのはいかがなものか。 ・「プラットフォームは地域に1つ」という考え方でなく、色々なテーマや規模感のプラットフォームがあってもよい。 ・ソーシャルデザインセンター、フューチャーセンターはビジネスに関わる機能に特化したパターンで、アーバンデザインセンター大宮はエリア特化したもの、リビングラボはテーマ限定パターンである。機能、エリア、テーマ、主体という分類の中でどこを選択していくかということがとても重要である。 ・従来の区民会議では、行政主導で取り組まなければならないというイメージを持たれていると思うが、ソーシャルデザインセンターは、行政もコミットはするが、「しんゆり交流空間リリオス」の概念図で描かれているような、民間主体の取り組みに行政が組み込まれていくようなイメージで考えていった方がよいのではないか。 	
	プラットフォームの設置数と作る手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイナミックに展開させるソーシャルデザインセンターやフューチャーセンターのようなものであれば、区に1か所ずつ設ける必要はない。 ・ソーシャルイノベーションとしての創発機能をダイナミックにやるのであれば、1か所だとアクセシビリティの問題があるから、3か所でも構わない。 ・地形上、2、3か所程度でカバーしていくということもありだと思し、そのような場合は7か所になくてよい。 ・どのように機能設定するかによって、拠点として3か所程度とするのか、3か所から始めて最終的に7か所にするのかがある。 ・小規模ではできないような高次機能を担うということであれば、3か所から始めて7か所に展開を目指すというやり方でなくても構わない。 ・全区で3か所設置というパターンで、高次機能を持たせるのであれば、コーディネーターやプロデューサー、エディターをスカウトしてでもよい人材にやってもらいパイロット的にモデルをつくっていきながら、最終的には7つに分散させていくということもありだと思ふ。 ・いきなりガチッとつくってしまうと育てられないので、とりあえずは1、2年試行的に行い、検証しながら徐々に3年ぐらいかけながら高次機能をつくっていったらどうか。最初につくるパイロット的なセンターは、しっかりとリンクさせ経験値を共有する等、つくっていく工程をどうしていくか考える必要がある。 ・意図を持ってプラットフォームをつくらないと、多目的や無目的になってしまうので、例えば3年、5年とフェーズを決めてプラットフォームをつくっていく等、少し作戦を練るとよいのではないか。 	
	区民会議機能の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・区民会議に替わるものとしては、例えば、執政権を委任された区長の諮問機関としての役割、区民会議を公開フォーラムのように不特定多数に開かれた公開フォーラムとして年2回程度実施する形式、無作為抽出で選ばれた方々によるミニ・パブリックの討議イベント、フューチャーセッション等、色々な選択肢がある。 ・2年間の任期で回していた区民会議の機能をもう一度考え直しながら、区という政治的な単位の中での、人々の意見の集約や意見の分布等、様々な経験値を政策に反映していくようなパイロットをつくっていくことが重要ではないか。 ・構造的な問題として、指定都市の中で区という単位の都市空間を俯瞰的に見る議員等は、実はそんなにいないのではないと思う中で、住民が都市空間全体を俯瞰しながら色々な意見を出して、それを政策の会議に上げていくという装置は抜けないので、区民会議をもう1回再構築しながら考えなければならないという議論は別に残っている。 	

町内会・自治会に関する取組の方向性（案）

市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課

地縁組織の重要性

地縁組織(町内会・自治会)は、暮らしやすい地域社会を築くために、住民相互の親睦を深め、信頼関係を構築するとともに、地域社会の抱える具体的な課題を解決する重要な主体の一つである。また、災害時の「自助」、「共助」の取組や、地域包括ケアシステムにおける「自助」、「互助」の取組を推進していく上でも、地理的な近接性を有する居住地をつながりとしたコミュニティにしか担うことのできない、地域の小さな声を吸い上げながら、様々な地域課題の解決に向けて取り組むとともに、地域の意見を行政に届ける等重要な役割を担っている。

環境の変化と影響

1 サービス領域の拡大

●従来、町内会・自治会が担っていた領域における民間サービスが拡大し、互助組織としての役割が弱くなっている。

2 価値観やライフスタイル等の多様化

●組織における合意形成が困難になり、町内会・自治会の運営等の負担が大きくなっている。
●緩やかなつながりを求める人が増えてきたことで、近隣等の関係性の構築を避けたり、町内会・自治会への加入を負担と感じる世帯が増えている。
●世帯構成の変化に伴い、市民の地域コミュニティに対する意識が変化しており、町内会・自治会にも変化が求められている。

3 新たなコミュニティや市民活動の拡大

●SNS等のコミュニケーションツールの普及拡大に伴い、地縁を必要としないコミュニティが広がり、必ずしも地縁による結びつきを求めない世帯が増えている。
●テーマ型の市民活動が拡大し、地縁組織とは別の形で社会的な課題に向き合うことで、地域に貢献する手法が広がったことから、地域への関わり方が多様化している。
●まちづくりに取り組むNPO法人等の活動も見られるようになっているが、町内会・自治会等の既存コミュニティ組織との関係性が希薄である。

4 少子高齢化の進展、年金支給開始時期の延長

●60歳定年後も働く方が増え、更に年金支給開始時期の延長に伴う定年延長等も見込まれることから、今後より一層、仕事を終えた後の地域デビューが遅くなり、担い手の高齢化、固定化が進むことが予測される。
●これまで、加入のきっかけとなっていた「子ども会」等子どもの繋がりが町内会・自治会に加入する機会が少なくなっている。
●高齢者のみの世帯や高齢者単身世帯など、町内会・自治会における役割を担えなくなっている世帯が増えている。

5 女性の社会進出

●これまでの町内会・自治会の主たる担い手であった日常的に地域で生活している女性が少なくなり、担い手、参加者の確保が難しくなっている。

6 集合住宅の増加

●分譲集合住宅においては、地域の自治会に加入したり、単独で自治会を組織することなく管理組合がコミュニティに資する活動を行っている場合があるが、行政が関係性を構築できていない。
●賃貸集合住宅では、単身者や移動(転居)を前提としている住民も多いことから、地域への関心が薄く、町内会・自治会に加入する必要性を感じない世帯が多い。
●町内会・自治会に加入したり、単独で自治会を組織する集合住宅もあるが、近隣の町内会・自治会等との関係性の構築に積極的ではない集合住宅もあり、従来行ってきた様々な取組等が難しくなっている。

7 改めて地域の繋がりが求められる環境

●震災や風水害の発生時等における、行政の支援が届くまでの「自助」、「共助」の活動に対する、町内会・自治会が担う役割への期待が大きくなっている。
●地域包括ケアシステムにおいて、誰もが住み慣れた地域や自らの望む場で安心して暮らし続けることのできる地域を実現するためにも、地域における「自助」、「互助」に関する町内会・自治会が有する機能は重要となっている。

現状と課題

1 役員の高齢化

●70歳以上の会長が約61%となっており、10年前の前回調査と比較して17ポイントUPし、その内80歳代が8ポイントUPしている。

2 役員の固定化

●約38%の町内会・自治会で進行している。

3 担い手不足

●各種委員の推薦において、約84%が「成り手が見つからない」ことが負担と考えている。
●今後新たに活動を始めたいと考えている町内会・自治会では、多くの活動において「担い手不足」が一番の課題と考えている。

4 参加者の減少

●約36%の町内会・自治会で進行している。
●今後新たに活動を始めたいと考えている町内会・自治会では、美化活動等において「参加者不足」が一番の課題と考えている。

5 南部地域、北部地域の状況の違い

●会長歴は北部では5年未満の会長が多く、南部では5年以上の会長が多い傾向となっている。
●北部では小規模の町会が多く、南部では中規模以上の町会が多い傾向となっている。
●男女別では、南部と比較して北部の方が、女性の会長が多い傾向となっている。

6 規模による活動状況の違い

●町内会・自治会の規模も8,000世帯以上から10世帯以下の町内会まで、様々な規模の町内会・自治会がある。
●一般的に町内会・自治会の規模が小さくなるほど活動(量)が少なくなる傾向があり、高齢者や子育て支援等で特徴的に見られる。

●今後、更に入力したい活動については、町内会・自治会の規模が小さくなるほど、「無回答」が多くなっている。

7 活動の縮小傾向の可能性

●今後、廃止・縮小したい活動がある町内会・自治会が約66%となっている一方、新たに始めたい活動がある町内会・自治会は約24%となっており、活動の廃止・縮小が必ずしも新規の取組に結びついていない。

8 負担感の増加

●前回調査では、回答の選択肢が「負担である」であることから、直接比較はできないが、「頼りすぎ」「やや頼りすぎ」が約63%となっており、前回調査から約16ポイントUPしている。
●チラシ・ポスターは約69%が負担と感じている。
●「イベントへの参加動員」は約46%が「募金のお願い」は約37%が負担と感じている。

9 支援ニーズの多様化

●「加入促進に関する協力」が最も高くなっているものの、「資金支援」「専門的知識を持つ人材による運営支援」「相談体制の強化」のニーズも高くなっている。
●麻生区では「専門的知識を持つ人材による運営支援」が、宮前区・多摩区では「資金支援」が最も求められている。
●100世帯以下では「相談体制の強化」、500世帯以下では「資金支援」が最も求められている。

10 近隣の町内会・自治会との連携

●2年以下の会長が約49%と前回調査から約19ポイントUPしており、近隣の町内会・自治会と連携した取組における「無回答」が多くなっていることから、近隣の町内会・自治会との関係性の構築が難しくなっている。

11 マンション居住者への対応と将来への不安

●自由記載欄では、マンション居住者の加入に苦労しているという意見や、町内会・自治会活動の今後に不安を感じている意見等があり、一部の町内会・自治会においては、将来を考える検討会議を立ち上げる動きが見られる。【平成29年町内会長・自治会長アンケート結果から】

新たな取組の事例

- 1 稗原ゆ〜ず連絡会**：稗原自治会や鷲ヶ峰西住宅自治会等の7つの町内会・自治会と近隣の川崎市立稗原小学校やかわさき記念病院等の6施設が連携して、このうちの11団体から各1万円の分担金を集めて、防災訓練やカフェ、健康づくり体操、コンサート、バスツアー等様々な取組を実施している。
- 2 かりがね台自治会**：区役所の呼びかけで町内会員等を対象にしたワークショップを開催し、地域課題の共有と自らが出来ることについて話し合ったことをきっかけとして、その課題解決に向けて、町内会の有志を中心として「井戸端の会」を結成し、ピラティスや男の料理教室の開催に加え、坂道が多い地域特性からベンチを設置する等の取組を実施している。

10年後の町内会・自治会の姿（イメージ）

- 1 町内会・自治会がコミュニティを支える中核的組織の一つとして、地域住民の参加により地域課題に向き合い解決に取り組んでいる。
- 2 個別の町内会・自治会の取組は、当該地域のニーズに基づき行われ、その手法は単位町内会で行われるだけでなく、近隣や地域内の様々な資源と連携、役割分担して取り組む等、地域の実情に応じて様々な手法により行われている。
- 3 地域で多様な活動を展開しながら地域の居場所「(仮称)まちのひろば」としての機能を担うとともに、町内会館などが地域に開放され地域の活動の場として、そこに集う団体や個人と連携しながら地域の活性化に取り組んでいる。

基本的な考え方

- 1 町内会・自治会は、地域における親睦や信頼を深め、様々な分野における地域課題の解決に取り組み、暮らしやすい豊かな地域社会を実現する一つの主体であることから、10年後も自立的かつ活発に活動していることを目指して、そのために必要な取組について、町内会・自治会の意見や町内会・自治会の活動の活性化に関する条例等を踏まえて検討する。
【取組の方向性】●町内会・自治会が市民に対して地域で担っている役割と重要性の理解を深め、町内会・自治会活動への一層の参加促進を図る。
●町内会・自治会が主体となって、地域の課題等を共有し、解決に結びつける活動の支援に取り組む。
●町内会・自治会の担い手不足、活動への参加者不足を補うためには、町内会・自治会への行政依頼事務による負担を軽減する。
- 2 町内会・自治会の個性を尊重し、自主性を損なうことのないよう柔軟かつ適切な取組を検討する。
【取組の方向性】●個別の町内会・自治会が抱えている課題やニーズに加えて地域資源の状況等を把握し、単位町内会で取り組むべき課題や町内会同士や様々な主体が連携し、負担を分担して取り組む課題等、様々な手法により課題解決に取り組む。

町内会・自治会への理解の促進

- 1 地域への関心、愛着を深める取組の推進
●自らが住んでいる地域に関心を持ってもらうことが大切なことから、地域への関心、愛着を深める取組を推進する。
- 2 自らが暮らす地域への関わり方を考えるきっかけづくりの推進
●地域において孤立することなく、豊かに生活するためにも、自らが暮らす地域にどのような関わり方ができるのかを考えてもらうきっかけづくりについて、取組を検討、推進する。
- 3 参加促進の支援に向けた取組の推進
●町内会・自治会が展開している様々な取組を周知する手法を検討する等、町内会・自治会への参加のきっかけづくりを検討、推進する。
- 4 担い手確保の支援に向けた取組の推進
●町内会・自治会の担い手を確保するため、組織内で町内会・自治会が実施する各種取組の重要性等を共有する等の必要な支援について検討する。

負担軽減

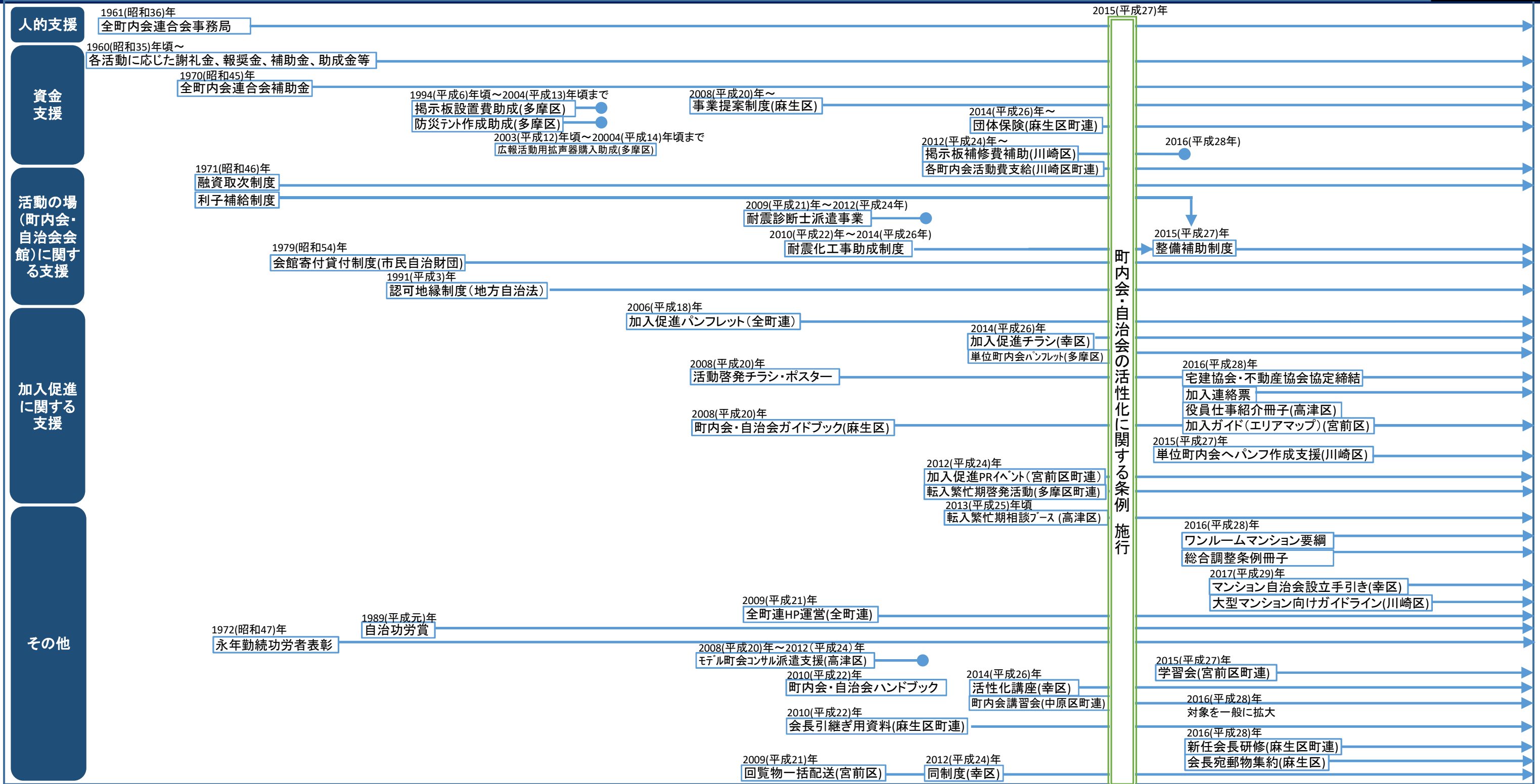
- 1 依頼基準の明確化
●行政依頼事務については、町内会・自治会の負担軽減の考え方を明確にし、その必要性の理解を深め、各所属が主体的に負担軽減に取り組むことが出来るように、依頼等を行う場合の判断基準を明確にする。
- 2 チラシ配布・ポスター掲示依頼の削減に向けた取組
●チラシ・ポスターの一括配送や依頼制限拡大等について検討する。
●警察署や地区社協等の各種団体における依頼状況の把握と負担軽減に向けた協議・調整に取り組む。
- 3 委員就任依頼の削減に向けた取組の推進
●町内会・自治会からの委員推薦の必要性を再検証する。
●新規依頼における審査制度の導入等について検討する。
- 4 その他負担軽減に向けた取組の推進
●各種委員推薦における町内会・自治会推薦の必要性等、その関わり方や他の手法への代替可能性等について関係局と協議・検討する。
●イベント動員等の負担軽減に向けた考え方を検討する。
●その他事務における所管局と連携した負担軽減の取組を検討、推進する。
- 5 法的リスクの検証
●個人情報保護等の課題における法的リスクへの対応について専門家の意見を伺いながら検討する。

市民創発に向けた取組の推進

- 1 町内会・自治会の主体性の尊重
●町内会・自治会は地域づくりに主体的に取り組む任意団体であることを前提として、各種施策が行政からの押し付けにならないよう配慮の上検討する。
- 2 将来ビジョンとプロセスの共有
●あるべきまちの将来像について共有するとともに、実現に向けたプロセスを検討していく中で、住民自治組織としての町内会・自治会が担う役割等について、改めて意識の共有を図る。
- 3 相互理解の促進
●町内会・自治会、商店街、NPO法人等の市民活動団体、大学、企業等の様々な主体の立場や考え方について、相互理解を促進し、互いを尊重し合う関係の構築を促進する。
- 4 ニーズの把握とマッチングを通じた連携強化
●町内会・自治会等様々な主体が連携した取組を促進するためには、ニーズの把握、適切なマッチングが必要であり、これをきっかけとした幅広い関係を構築していくことで、市民創発につながる取組を推進する。

個別支援の強化

- 1 個別の実情を踏まえた支援の実施に向けた検討
●個別の町内会・自治会の状況やニーズを適切に把握し、個々の町内会・自治会に必要な支援の実施に結びつけるための仕組み等について検討する。
- 2 相談体制の強化に向けた検討・整備
●町内会・自治会の運営基盤の強化など、活動を支えるとともに、きめ細やかに、そのニーズを把握し活性化に向けた支援策等を検討する。
●専門的な相談に対応するための仕組みについて検討する。(当面の間は、既存の相談窓口の活用を検討)
- 3 活動の場の確保に向けた取組の推進・検討
●町内会館・自治会館の新設を支援するため、補助制度の周知を図る等、利用拡大について検討する。
●町内会館・自治会館を所有していない町内会・自治会における、地域にある様々な場の活用について検討する。
- 4 コーディネイト機能の整備に向けた検討
●近隣の町内会同士の連携や、市民活動団体や企業等との連携による課題の解決等に結びつける仕組みについて検討する。
- 5 資金支援の検討
●資金支援については、活動の活性化に結びつく効果的な手法について、既存の補助・助成金との関係性を十分に検証した上で、検討を進める。



◎ 人的支援
全町内会連合会においては市民自治財団の職員が現在は事務局員になっているが、事務局長は市の職員(市民文化局コミュニティ推進部長)が務めている。各区町連においては区職員が事務局員となり、各区町連の運営をサポートしている。

◎ 活動の場(町内会・自治会会館)に関する支援
会館建設に際して金融機関への取次を踏まえた利子分の補給による間接的な補助金制度であったが、老朽化した会館の耐震性を高める必要性等から、耐震改修制度を経て、現在は様々な会館整備に対する直接的な補助金制度となり、地域活動の拠点として町内会の活性化に寄与している。また、町内会名義で会館を登記できないことから、市民自治財団による寄付貸付制度が始まり、現在は認可地縁団体制度と選択する形で活用されている。

◎ 資金支援
全町内会連合会の運営に対する補助として補助金を交付している。また、単位町内会には、町内会を主な対象とした(町内会以外も対象となり得る)、様々な活動に対する謝礼金、報奨金、補助金、助成金等があり、実質的に町内会の活動を金銭的に支援している。

◎ 活動啓発・加入促進
全町内会連合会が作成した町内会・自治会加入促進リーフレットを各区役所で配布するとともに、加入希望者と町内会・自治会をつなぐ「加入連絡票」を各市区民課窓口にて配布している。また、平成25年度から川崎フロンターレと連携した活動啓発チラシ・ポスターを作成し、各公共的施設や希望する町内会に配布するとともに、平成27年度には宅建協会川崎各支部及び全日本不動産協会川崎支部と、全町連、市とで加入促進に関する協定を締結し、不動産各店舗でチラシポスターの配布に協力している。さらに、マンション事業者に対する働きかけとして「川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱」に地域コミュニティの形成に関する条項を追加し、また、「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」の冊子に計画建物の入居者に対する町内会・自治会への加入等の呼びかけについて追加し、事業者に対する働きかけを行っている。他にも各区において、イベントや各種啓発物の作成を行っている。

- ・市政だより配布謝礼金【開始時期不明】
- ・その他印刷物配布謝礼金【開始時期不明】
- ・県のとより配布謝礼金【開始時期不明】
- ・選挙公報配布謝礼金【開始時期不明】
- ・防犯灯電気料・補修費補助金【昭和36年度～】
※現在は大部分がESCO制度に
- ・防犯灯設置補助金【昭和37年度～】
- ・公園緑地愛護会報奨金【昭和38年～】
- ・自主防災組織資機材購入補助金【昭和46年～】
- ・自主防災組織活動助成金【昭和58年～】
- ・街路樹等愛護会報奨金【昭和59年～】
- ・資源集団回収事業者登録団体報奨金【平成2年～】
- ・議会かわさき配布謝礼金【平成3年】
- ・廃棄物減量指導員支援団体報奨金【平成17年～】
- ・公園管理運営協議会報奨金【平成18年度～】
- ・防犯カメラ設置補助金【平成28年】

◎ その他支援
会長歴に応じてその功績を称える「永年勤続功労者表彰」、特に顕著な功績のあった会長を称える「自治功労賞」により表彰を行っている。他にも、各区において独自の表彰制度を設けている。また、近年は「時代の変化に対応した栄典授与に関する提言」を国が受けたことに伴い、総務大臣表彰、叙勲における町内会長の受賞枠が拡大されている。さらに、組織運営の参考としたり、先進事例を学ぶための講演会や発表会、研修会等が全町内会連合会や各区町内会連合会において開催されている。

コミュニティ活動(マンションコミュニティ等)に関する方向性(案)

市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課

管理組合とマンションコミュニティの現状

1 現状

- 市内持ち家住宅のうち共同住宅が52%となり、戸建ての42%を上回り、借家を含めると約7割が共同住宅となっている。
- 平成15年から平成25年の10年間に中高層共同住宅(非木造共同住宅3階建以上の住宅)は10万戸以上増加している。平成25年時点で、中高層共同住宅のうち6階建以上の比率が川崎区、幸区で50%程度に対し、宮前区では25%となっている。
- 平成25年時点の中高層共同住宅率は約59%であり、区別にみると、中原区約65%が最も高く、麻生区約42%が最も低い。

2 マンションコミュニティの現状

(1) マンション単独で自治会を設立

マンション	1 メリット <ul style="list-style-type: none"> ●マンション内におけるコミュニティ形成の促進が期待できる。 ●自治会が行政との窓口となり、行政への要望等も一定の居住者の意見として伝えやすくなる。 2 デメリット <ul style="list-style-type: none"> ●町内会・自治会は任意団体であることから、加入については居住者が決定するため強制できない。 ●加入の有無により居住者間に壁をつくってしまう可能性がある。 ●近隣の町内会・自治会等との関係構築に別途取り組む必要がある。
自治会	
管理組合	

(2) マンション居住者が近隣の町内会・自治会に加入

町内会	1 メリット <ul style="list-style-type: none"> ●近隣の町内会・自治会との良好な関係を構築できる。 2 デメリット <ul style="list-style-type: none"> ●町内会・自治会は任意団体であることから、加入は居住者が決定するため強制できない。 ●マンション内のコミュニティ形成の促進には結びつかない。 <small>※マンション単位で加入している場合もあるが、実態については把握できていない。</small>
マンション居住者	

(3) マンション管理組合がコミュニティ活動に対応

マンション (コミュニティ活動)	1 メリット <ul style="list-style-type: none"> ●マンション内の1つの組織で完結するため、比較的運営、管理を効率的に行うことが出来る(町内会・自治会アンケートの自由記載欄では、自治会を設立している場合、防災活動等について重複感を持っているといった意見があった。) 2 デメリット <ul style="list-style-type: none"> ●会計処理の煩雑化(管理組合とコミュニティ活動に係る経費について分けて管理する必要がある。) ●近隣の町内会・自治会等との関係構築に別途取り組む必要がある。 <small>※マンション標準管理規約の改正により、管理組合費をコミュニティ活動に使うことが出来なくなったため、コミュニティ活動に係る経費を組合費と分けて徴収する必要がある。</small>
管理組合	

(4) コミュニティ活動を行わない

マンション	1 メリット <ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ活動に対する負担がない、または少ない。 2 デメリット <ul style="list-style-type: none"> ●マンション内の合意形成に苦慮する可能性がある。 ●近隣の町内会・自治会等と関係性を構築することが出来ないことから、地域で孤立する可能性がある。 <small>※町内会・自治会においては、マンションから各種委員が選出されない場合も多く、活動する上での負担が大きくなるとともに、マンション内への立ち入りが難しいため、活動も困難になる。</small>
管理組合	

3 エリアマネジメント等

- 小杉駅周辺地域、新百合ヶ丘周辺地域及び新川崎周辺地域等において、まちづくり活動を行うNPO法人等の活動がマンションコミュニティに代わって地域との結びつきをつくり、強める活動に取り組むなどコミュニティ活動が広がり、既存の枠組みで捉えるだけでは、十分に実情を反映していない。

民間の取組事例

1 NPO法人 小杉駅周辺エリアマネジメント

- 平成19年設立。お祭りや子育て支援事業のほか、地域清掃活動や防災対策、防犯活動等幅広い分野における事業を実施し、マンションにおけるコミュニティ活動を担う活動に努めている。また、法人運営について検討委員会を立ち上げて、今後のあり方を検討している。

2 新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム

- 平成30年設立。新百合ヶ丘地区の魅力高め、地域の活性化を目指して設立され、マルシェ、イルミネーション、コンサートの開催などを予定しており、不動産事業者、鉄道事業者、大学などが周辺地域の団体等と連携して事業に取り組んでいる。

3 高津区におけるマンション連携

- 高津区にあるパークシティ溝の口を中心に、近隣の3つのマンションが連携して防災イベントを開催する等、高齢化が進行しているマンションと比較的若い方が多いマンションがそれぞれの強みと弱みを補完し合う形で連携に取り組んでいる。

今後の方向性

1 マンションにおけるコミュニティ活動の考え方の整理

- これまで、マンションにおいて自治会を設立しているケースや、近隣の町内会・自治会に加入しているケースにおいては、一定の関係性を構築できているが、管理組合としてコミュニティ活動を行っている場合やコミュニティ活動を全く行っていない場合については、状況すら把握できていないことから、個別のマンションの状況を把握するとともに、管理組合が行うコミュニティ活動と行政の関係性について整理し、適切な支援のあり方等について検討する。

2 エリアマネジメント等のまちづくり活動に関する考え方の整理

- エリアマネジメント等の地域のつながりづくりに取り組んでいる活動団体との関係については、市民活動の自主性を尊重し、行政からの関与が過度になりすぎないようその関係性を整理し、適切な支援について検討する。

課題

1 管理組合におけるコミュニティに関する位置づけの変更

- 分譲型集合住宅は、法令に基づき管理組合を設置しなければならない。マンション標準管理規約が改正され、訴訟リスクに対応するためコミュニティに関する規定が削除された一方で、マンションの適正管理のためにはコミュニティ活動に取り組むことが望ましいとされた。

2 コミュニティ組織としての管理組合のあり方

- 管理組合がコミュニティ形成に資する取組を行っている場合等において、資産管理に資する取組として一律に扱っていることに対する検証が必要となっている。また、自主防災組織等として、助成金や謝礼を受け取っていることについて、町内会・自治会からの不満の声がある。

3 所有者自治と居住者自治

- 賃貸型集合住宅のみならず分譲型集合住宅においても、資産の優位性等を活かした資産運用が図られる場合、管理組合の構成員たる所有者と実際の居住者が異なる状況が生じることから、管理組合のみで形成するコミュニティが居住の実態とかけ離れる可能性がある。

4 分譲型集合住宅における定住意向

- 平成26年度に中原区で実施したアンケート調査結果では、分譲型集合住宅に居住する方の約18%が「移転する」「おそらく移転する」と回答しており、戸建て住宅の約7%を上回っている。

5 大型集合住宅の増加

- 中原区以南の地域を中心として、今後も大型集合住宅の建設が見込まれることから、コミュニティ形成に資する取組が求められている。

6 賃貸型集合住宅への対応

- 賃貸型集合住宅については、地域活動への関心を高め、町内会・自治会への参加・加入に結びつけるため、チラシ作成等の取組を行っているが、地域活動への参加に結び付けるのが難しくなっている。

7 エリアマネジメント等の取組

- 小杉駅周辺地域、新百合ヶ丘周辺地域及び新川崎周辺地域等において、まちづくり活動を行うNPO法人等の活動が広がっているが、コミュニティ組織としての位置づけが不明確となっている。

8 会費徴収等法的リスクの検証

- 会費徴収等の法的リスクに対する対応等を検討する必要がある。

今後の取組

1 管理組合におけるコミュニティ意識の醸成

- 集合住宅が資産管理を行う上でコミュニティ活動がもたらす効果や課題等について、集合住宅間で共有する等意識の醸成を図るとともに、マンション管理組合とは別にコミュニティ組織(活動)の立ち上げを支援する手法について検討する。

2 管理組合が行うコミュニティ活動の効果の検証とあり方

- 管理組合がコミュニティ形成に資する活動に取り組んでいる場合に、その取組に対する考え方を研究し、住民自治組織としての管理組合と行政との関係性について、改めて整理する。

3 居住者自治の確保と地域との関係性の構築

- 地域との関係性を考慮した場合、所有者自治だけでは適切な関係性を構築できない可能性があることから、居住者自治を確保し、地域との良好な関係性を築くための手法について調査・研究する。

4 分譲型集合住宅における安定したコミュニティ活動の確保

- 分譲型集合住宅は戸建て住宅と比較してコミュニティ活動への参加が少なくなっており、転居意向も高くなっていることから、コミュニティ活動の安定的な運営に対する支援の手法について調査・研究する。

5 地域への愛着を育みコミュニティ活動への関心を高める取組の推進

- 大型集合住宅には、多くの働き盛りの世帯が共働きの形態で居住している状況を踏まえ、対象を絞った取組について検討する。
- 加入促進に向けたチラシの作成、配布等既存の取組は継続するとともに、特に、賃貸型集合住宅居住者に向けた取組についてより効果的な手法を検討する。

6 エリアマネジメント等の活動団体との関係性の整理、構築

- 市民活動は自由で柔軟な運営を基本とし、行政の関与は少なくすることが望まれることを前提としつつ、社会的課題の解決に資する取組における関係性を検証し、新たな適切な関係性の構築を進める。

7 会費徴収等法的リスクの検証

- 町内会・自治会等の任意のコミュニティ団体の加入については、個人の自由意思によるものであり、会費の徴収についてもこれに基づくものとなるが、実際の作業における効率的な手法について、専門家の意見を伺いながら検討する。

全市拠点((公財)川崎市市民自治財団・(公財)かわさき市民活動センター)の今後の方向性等について(案)

市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課

川崎市市民自治財団

川崎市市民自治財団

川崎市内における市民自治活動の健全なる発展及び振興を図るために必要な施設を設置し、これを適正かつ能率的に運営するとともに、各種自治組織に対し必要な援助を行うことにより、市民自治活動の振興と社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

主な事業

- 1 町内会館・自治会館等寄付受け入れ、貸付け
 - 136団体(平成30年3月末)
- 2 研修会・講習会等の開催及び調査研究
 - 全町連・自治財団合同研修会
 - 町内会活動事例発表会
- 3 相談等受付(年間)

●寄付等に関する相談	14件
●会館改築・修繕に関する相談	22件
●会館の固定資産税等に関する相談	10件
●使用貸借契約に係る相談	8件
●会館管理等に関する相談	17件
●その他	9件
- 4 川崎市総合自治会館の管理・運営
 - 主な施設:ホール1、会議室6、談話室3
 - 稼働率 53%(平成29年度)
- 5 川崎市全町内会連合会の取組
 - 全国自治連合会全国大会への参加
 - 他都市視察研修の実施
 - 川崎市全町内会連合会HPの運営 等

現状と課題

- 1 町内会・自治会の活性化支援の強化
 - 個別の町内会・自治会に対する支援の強化について、市と川崎市市民自治財団で課題意識を共有し、役割分担を明確にし、必要な支援強化に取り組む必要がある。
 - 川崎市市民自治財団が実施している事業について、特に調査・研究機能が脆弱であることを踏まえ、改めて、検証を行い事業の見直しを図る必要がある。
- 2 公益財団法人化
 - 川崎市市民自治財団は平成24年4月に公益財団法人となっていることから、公益事業に積極的に取り組む必要がある。
- 3 川崎市総合自治会館の移転
 - 平成32年に予定している川崎市総合自治会館の小杉町3丁目東地区の複合ビルへの移転において、川崎市市民自治財団の機能強化を見据えた施設整備を行う必要がある。
 - 移転後における周辺施設等との連携や、駅に隣接する立地の優位性を活かした、新規利用者の獲得を目指した取組等と連携した市民自治活動や町内会・自治会活動の普及・啓発活動について検討する必要がある。
- 4 川崎市全町内会連合会の役割
 - 川崎市全町内会連合会は、町内会・自治会の連合組織であり、その自主性を尊重することを前提として、目的を共有し、より一層の活性化に向けた取組について連携して検討する必要がある。

これまでの取組

- 1 課題の共有と取組の方向性の確認
 - 町内会長アンケートの集計結果を共有することで、町内会・自治会の抱えている課題等の現状を共有した。
 - 単位町内会・自治会の個別支援の強化に向けた取組の方向性や内容等について意見交換を実施した。
 - 川崎市市民自治財団が実施している既存事業について、意見交換を行い取組の方向性を検討した。
- 2 施設整備への反映
 - 平成32年に小杉町3丁目東地区の複合ビルに移転する川崎市総合自治会館の移転について、川崎市市民自治財団に総合自治会館移転検討委員会を設置、検討を進め「展示スペース」の設置等、機能強化に向けた必要なスペースを確保した。
- 3 周辺施設との連携強化
 - 中原市民館、中原図書館、市民ミュージアム等周辺施設へのヒアリングを通じて、連携の可能性について検証を行った。
 - 川崎市総合自治会館の移転に関するアンケートの実施のためのスペースを提供してもらう等の取組を通じて、各施設との関係の構築に向けた取組に着手した。
- 4 会館移転に向けた準備
 - 平成32年度の移転に向けて実施設計を行うとともに、移転後の利用時間などについて検討を行った。
- 5 川崎市全町内会連合会との課題共有
 - 川崎市全町内会連合会役員会等においてアンケート結果を報告し意見交換を実施した。
 - 区町連においてアンケート報告・意見交換を行った。

今後の方向性

分野別全市的中間支援組織

- 1 全市的な中間支援組織の連携強化による効率的・効果的な支援体制の構築
 - 各出資法人等においては、分野別の全市的な中間支援組織として、NPO法人等各種団体を対象とした支援に取り組んでいるが、今後は各種団体の事業の目的、成果だけを捉えるのではなく、それぞれの事業が及ぼす効果を多面的に捉え支援していくことが必要となることから、各出資法人等が持つ情報や支援メニュー等の共有を図り、連携を強化することで、より効率的・効果的な支援に取り組んでいく。併せて、コミュニティ関連の財団については、将来的なあり方について検討する。
- 2 区におけるプラットフォームとの関係性の構築
 - 区におけるプラットフォームは、既存の中間支援機能を強化するだけでなく、各種団体や事業のコーディネートやプロデュースに取り組んでいくが、そのメニューや手法、時期等は各区の実情を踏まえ、区民と協働で検討していくことから、各区の動向を注視し、具体化に向けた段階から、必要な関係性を構築する。

川崎市市民自治財団

- 1 市と川崎市市民自治財団と川崎市全町内会連合会の所管事務の整理
 - 単位町内会・自治会の個別支援の強化については、町内会・自治会の連合組織である川崎市全町内会連合会の自主性を尊重した上で、全町連が担うことが効果的な事業について協議するとともに市又は川崎市市民自治財団が行うべき事業について、町内会・自治会にとっての利便性等を踏まえた役割分担を明確にし、効率的に実施する。
- 2 単位町内会・自治会の支援強化等
 - 「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方」の方向性を踏まえ、相談機能や調査・研究機能等の強化について検討、実施する。
- 3 町内会館・自治会館に関する業務集約の検討
 - 川崎市市民自治財団は町内会館・自治会館の寄付を受けることで、相続等の問題に対応してきたが、「認可地縁団体」制度の創設により町内会・自治会名義で不動産登記ができるようになったことや、町内会館補助制度の創設等により、町内会館・自治会館に関する業務が市と財団に分かれていることから、町内会にとって分かりづらくなっているため、業務の集約について検討する。
- 4 駅に隣接する複合ビルに入居するメリット等を活かした普及・啓発
 - 不特定多数の方が利用する複合施設に入居するメリットを活かすとともに、周辺施設と連携して、町内会・自治会に加入していない方等に対する広報の強化等、市民自治活動や町内会・自治会活動の普及・啓発活動を強化する。

かわさき市民活動センター

- 1 区役所との連携強化の一層の促進
 - 全市拠点と区役所の取組が相乗効果を発揮し、市民活動のより一層の活性化につながるよう、区役所との連携強化に向けて具体的な事業の開発に取り組む。
- 2 区におけるプラットフォーム設置・運営支援
 - 区におけるプラットフォームは、各区の実情を踏まえて設置することから、かわさき市民活動センターにおいても、各区の状況の把握に努め、区役所が取り組む区のプラットフォーム設置・運営(支援)において、専門的な知見を活かした助言やプラットフォーム間の橋渡し役などの支援を行う。
- 3 全市的な中間支援組織とのネットワーク化の推進
 - 区におけるプラットフォームを円滑に運営して行くためにも、全市的な中間支援組織が一体となって下支える体制を構築する必要があることから、かわさき市民活動センターが中核となってネットワーク化を推進し、センター及び全市的な中間支援組織の強みを活かし、弱みを補完できる関係性を構築する。
- 4 かわさき市民活動センターの効果的な運営
 - 「基本的考え方」に基づく区における既存施策の検証やプラットフォームの設置状況等を踏まえ、全市拠点としてのかわさき市民活動センターの機能・役割である場の提供や公益活動助成金等に加えて、地域拠点としてのこども文化センターの更なる活用について検証、見直しに取り組む。
- 5 かわさき市民活動センター職員の専門性の確保・向上
 - 全市拠点に求められる専門性を確保し、市が行う職員の育成等において、市民活動に関する専門的な知見を活かした支援を行う等、区における安定的な市民活動支援に結びつける支援に取り組む。

かわさき市民活動センター

かわさき市民活動センター

川崎市における市民活動の中間支援組織として市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進するとともに、青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年事業の推進及び地域組織への支援を行い、もって住みよい地域社会の確立に寄与することを目的とする。

主な事業

- 1 市民活動推進事業
 - 会議室・フリースペース等管理運営事業
 - 情報提供・啓発事業
 - 【情報紙「ナンバーゼロ」、ボランティア・市民活動募集冊子(ボラ・ナビ)】
 - 調査・研究事業
 - 交流促進事業
 - 【ごえんカフェ、ごえん楽市】
 - 研修・相談事業
 - 【市民活動入門講座、パワーアップセミナー、NPOスタッフ養成講座】
 - 連絡調整事業【川崎市社会福祉協議会との調整会議、市との連絡会議】
 - かわさき市民公益活動助成金運営事業
 - 川崎災害ボランティア活動助成事業
 - 川崎市市民活動補償制度運営事業
- 2 青少年健全育成事業【指定管理事業】
 - こども文化センター、わくわくプラザ、地域子育て支援センター(連携型)事業 等

現状と課題

- 1 市民活動支援指針改訂検討委員会提言(平成26年11月)
 - 市民活動支援指針の4つの活動資源や中間支援組織を通じた支援については有効とした上で、次の点について一歩踏み込んだ整理が求められる。「新たな支援手法や支援メニューの開発・活用」「支援施策の体系化等効率的な支援体制の確立」「事業や支援をつなぐコーディネーターの育成」
 - 多様な主体による協働・連携に向けた新たな考え方の整理
 - 「新たな手法を活用した市民社会のエンパワーメント」「市内の人材育成機関や中間支援組織、行政等が連携した人材育成に向けた仕組みづくり」「中間支援機能のネットワーク化や総合的な中間支援」
 - 「参加と協働によるまちづくりを推進していくための行政の継続的・組織的な体制」
- 2 川崎市における市民活動支援拠点に関する検証報告書(平成24年3月)
 - 全市拠点として「市民活動のネットワーク交流の充実」「各区役所と連携した市民活動事業の推進」等について提言をいただいていることから取組を進める必要がある。
- 3 全市拠点としての機能強化
 - 各種提言に加え、施設利用者等の意見・要望を踏まえた全市拠点としての機能強化に取り組む必要がある。

これまでの取組

- 1 区役所との連携強化
 - センター職員に区担当を設置し、各区役所との関係づくりの再構築に着手した。
 - まちづくり推進係長会議や担当者ワークショップにセンター職員も参加し、情報共有、意見交換を実施した。
 - 区における中間支援機能の必要性やあり方について意見交換を実施した。
- 2 中間支援組織のネットワーク化の推進
 - 区役所と全市的な中間支援組織(社協、公園緑地協会等)との連携強化に向けた中間支援ネットワーク会議を開催した。
 - 区役所と準備会を開催し、ネットワーク化の必要性等について意見交換を実施した。
- 3 市民活動センター等の利用促進
 - 会議室の利用条件を緩和し、公開イベント等での利用を可とした。
 - フリースペースで電源を利用できるようにした。
 - 地域拠点としてのこども文化センターの利用を促進した。
- 4 情報発信力の向上
 - かわさき市民活動センターホームページにおける市民活動推進課のページのリニューアルに向けた取組を推進した。
 - 「応援ナビかわさき」の改修を検討している。
- 5 かわさき市民公益活動助成金運営事業の見直し
 - 団体のステップアップに向け組織基盤強化のメニューを新設した。
- 6 職員の専門性の向上に向けた取組の推進
 - ボランティアコーディネーター資格取得を促進した。